

時価情報

時価情報（第162期中（2025年4月1日から2025年9月30日まで））

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券

（単位：百万円）

		2025年9月期（2025年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	16,022	15,800	△221
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	小計	16,022	15,800	△221
合計		16,022	15,800	△221

2.その他有価証券

（単位：百万円）

		2025年9月期（2025年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,555	912	1,642
	債券	980	975	4
	国債	980	975	4
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	15,435	14,265	1,170
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	外国債券	5,207	5,054	152
	小計	18,971	16,153	2,817
	株式	1,160	1,172	△11
	債券	72,791	75,886	△3,095
	国債	12,770	13,548	△778
	地方債	47,649	49,606	△1,957
	社債	12,372	12,731	△359
	その他	7,680	8,042	△362
	外国債券	1,671	1,675	△3
	小計	81,631	85,101	△3,469
	合計	100,603	101,254	△651

（注）市場価格のない株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度においては、減損処理は、12百万円（うち、株式12百万円）であります。

当中間連結会計期間においては、減損処理を行っておりません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものと見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

（2025年9月30日現在）

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（2025年9月30日現在）

その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

2025年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2025年9月期（2025年9月30日現在）
評価差額	△651
その他有価証券	△651
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	204
その他有価証券評価差額金	△447

時価情報

時価情報（第161期中（2024年4月1日から2024年9月30日まで））

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券

		(単位：百万円)		
		2024年9月期（2024年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,010	1,011	1
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	小計	1,010	1,011	1
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	15,968	15,853	△114
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	小計	15,968	15,853	△114
合計		16,978	16,865	△112

2.その他有価証券

		(単位：百万円)		
		2024年9月期（2024年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,427	2,251	1,176
	債券	3,570	3,563	7
	国債	—	—	—
	地方債	2,169	2,163	5
	社債	1,401	1,399	1
	その他	9,818	9,423	395
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	外国債券	5,203	5,031	172
	小計	16,816	15,238	1,578
	株式	58	76	△17
	債券	64,678	66,008	△1,329
	国債	7,487	7,832	△345
	地方債	51,345	52,188	△842
合計		75,605	77,870	△2,265
		92,422	93,108	△686

(注)市場価格のない株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度においては、減損処理を行っておりません。

当中間連結会計期間における減損処理額は、12百万円（うち、株式12百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものと見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

（2024年9月30日現在）

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（2024年9月30日現在）

その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

2024年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

		2024年9月期（2024年9月30日現在）
評価差額		△686
その他有価証券		△686
その他の金銭の信託		—
(+) 繰延税金資産		208
その他有価証券評価差額金		△477